# 用地選定の検討の進め方に関して(意見)

2013/5/23 用地檢討委員会委員: 亀倉良一

#### 1. はじめに

第1回委員会で事務局から、「真っ新な状態なので1から検討を」との説明がありました。諮問書でも前回の経緯には全く触れず、諮問事項を列挙しています。

- 一方、事業組合の現状をみると、これまでの経過から次の諸点が客観的事実として確認できます。
- ①平成23年6月2日の正副管理者会議で「9住区への移設」方針が決定された。
- ②平成24年11月19日、印西市から「9住区への移転計画を白紙撤回」が申し入れられた。
- ③正副管理者間で「白紙撤回」は合意されておらず、事業組合の公式方針は「9住区への移設」のままだが、一方、そのための予算執行は凍結され、あわせて「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」の設置が決定された(平成25年2月7日平成25年第1回組合議会)。

当委員会に課せられた諮問事項には何の制約条件もなく、白紙委任のようになっているが、我々としては検討作業の立脚点を定めなければ議論が統一的に進みません。これまでの検討内容を引き継ぐのか引き継がないのか。引き継ぐとしたらどのように取捨選択するのか。これらについて、大枠の合意形成が検討のスタートにあたって不可欠であると考えるものです。

### 2. これまでの検討内容を引き継ぐか否か

対象とする問題が同一である以上、これまでの検討内容を引き継がないとする理由はなく、前回と今回の検討作業がつながり、スジの通った説明ができるよう、丁寧な整理が求められます。そうした観点から、これまでの検討内容を検証する立場で再検討を行うことが必要であると考えます。

#### 3. これまでの検討内容を引き継ぐ上でのいくつかの論点

- (1) 前回対象候補地として選定した6候補地(その後の条件変化で適格性を失ったものは除いて)は、今回も候補地として扱うか否か。
- (2) 6候補地を3つにしぼった段階(H22 年4月正副管理者会議)で、はずされた3候補地(③白井市、④本埜村、⑤印旛村)は対象外となったと見るか否か。
- (3) 印西市からの申し入れの核心部分は「9住区への移転計画の白紙撤回」です。これを今回の検討の中でどう扱うかは、事業組合が態度を決めない下では、検討委員会としての独自の判断を求められる形になっています。「9住区」を候補地から除く理由として「中心自治体の申し入れを重く受け止める」だけで説明として十分か。それに加えて、新たに妥当な評価項目、評価基準をつくり、それらによって除外を理由づけるか。扱い方とその

適切な説明が求められています。

(4) 現在地の扱いについては、H22 年 1 月 14 日付中央駅北地区町内会自治会連絡会の要望書により他地域への移転が求められたという事実があります。また、H24 年 11 月 19 印西市からの申し入れ文書の中には、「中央駅近くに……ふさわしくない」の文言があり、現在地も含めて否定的な見解が述べられています。

他方H22年11月26日の印西市の「事業対象候補地の選定について(回答)」では「都 市計画、景観、住民への影響度」上、何も問題はないという正反対の評価がされました。

H22年4月の正副管理者会議では、6候補地の内から3候補地(現在地、印西市①、印西市②)にしぼりこまれたわけですが、現在地に対するこれらの背景事情や評価のズレをどう扱うかについて、検討委員会は判断しなければなりません。

これらのファクターだけで現在地の扱い方を判断できるか。あらたな評価項目、評価基準をつくることで再評価するか。または新たな手段(例えば周辺住民意向調査)によって新たな判断根拠を得るか、検討しなければなりません。

## 4. 検討作業の進め方

以上のように、まず前提問題の整理が進み、前回検討作業から継承する対象候補地が固まれば、これに今回新たな手法で追加される候補地を加えて検討対象の候補地が揃うこととなるでしょう。このためには、新たな候補地選びの手法を策定しなければならず、さらに最終地決定のために前回の評価項目・評価基準・点数配分等の検証のうえで、新たな比較・評価基準等の策定をしなければならないこととなります。

これをまとめれば、我々に必要な検討作業のステップは次の3つと考えるものです。

- ①前回検討内容との関係の整理
- ②候補地選び出しの方法の策定
- ③前回の候補地比較・評価等の基準の批判的検証と新たな基準づくり

以上